

戸田市自治基本条例検討市民会議

中間報告書

平成 25 年 7 月

◇ 目 次 ◇

1. はじめに	1
2. 中間報告について	4
■戸田市のビジョン	
■市民とは	
■市民はどうあるべきか	
■議会はどうあるべきか	
■行政はどうあるべきか	
■市民・議会・行政が力を合わせるための仕組み・共通ルール	
3. 今後について	15
参考資料	16
○戸田市自治基本条例検討市民会議要綱	
○戸田市自治基本条例検討市民会議サポーター一覧	

1. はじめに

戸田市自治基本条例検討市民会議では、戸田市のまちづくりの理念や基本的なルールを定める戸田市自治基本条例の内容等を市民と行政が協働により検討し、条例の骨子案を市長に提言することを目的としています。

検討に当たっては、委員間での意見交換により、まず、戸田市がどのようなまちを目指すのかという市のビジョンを検討しました。そして、このビジョンを実現するためにまちづくりの主体である市民、議会、行政はどうあるべきかについて考えました。それから3者が力を合わせるための仕組み等について検討しました。

平成25年2月から同年7月までの約半年の検討を取りまとめ、今後、条例の骨子案の検討に入っていくためのたたき台として、中間報告書にまとめました。

これからは、中間報告会でいただいたご意見を加えた上で、更に検討を重ね、条例に盛り込む内容を体系的に整理し、条例骨子案の作成を進めていきます。

平成25年7月27日

戸田市自治基本条例検討市民会議 委員一同

(1) 戸田市自治基本条例検討市民会議メンバー構成

市民会議委員は、市民21人、市職員14人の計35人で構成されています。

(敬称略)

平成25年7月1日現在

区分	No	氏名	フリガナ	備考	
市民委員 (21人)	市民協働ワーキングの 市民メンバー(11人)	1	石田 賢一	イダ ケンイチ	
		2	市ヶ谷 輝男	イチガヤ テルオ	
		3	大石 昌男	オオイシ マサオ	
		4	小林 隆文	コバヤシ リュウジ	
		5	曾我部 政雄	ソガベ マサオ	
		6	常見 修	ツネミ オサム	
		7	播 義也	ハリ ヨシヤ	
		8	福田 典子	フクダ ノリコ	
		9	前川 亮	マエカワ リョウ	
		10	村上 春美	ムラカミ ハルミ	
		11	横山 誠	ヨコヤマ マコト	
	公募による市民(3人)	12	飯塚 肇	イヅカ ハジメ	
		13	江村 貴	エムラ タカキ	
		14	斉藤 正典	サイノウ マサリ	
	市内の各種団体から推 薦された者(7人)	15	細野 義正	ホソノ ヨシマサ	戸田市町会連合会
		16	小宮 勉	コミヤ ツトム	戸田市町会連合会
		17	須田 篤史	スダ アツシ	戸田市商工会青年部
		18	山内 智雄	ヤマウチ トモオ	とどわらび青年会議所
		19	石田 修	イダ オサム	戸田市公立学校PTA連合会
		20	伊藤 寛幸	イトウ ヒロユキ	戸田市社会福祉協議会
		21	中牟田 実子	ナカムタ ヤスコ	NPO団体
職員委員 (14人)	1	内山 敏哉	ウチヤマ トシヤ	政策秘書室	主幹
	2	石原 亮	イシハラ リョウ	危機管理防災課	副主幹
	3	浜島 英之	ハマジマ ヒデアキ	総務部 庶務課	主事
	4	山本 哲史	ヤマモト サトシ	総務部 人事課	副主幹
	5	矢作 圭翼	ヤサク ケイスケ	市民生活部 コミュニティ推進課	主任
	6	梅島 盛生	ウメジマ モリオ	市民生活部 防犯くらし交通課	主事
	7	滝沢 歩	タキザワ アユム	環境経済部 環境クリーン推進課	主事
	8	織田 倫子	オリダ ノリコ	福祉部 生活支援課	主事
	9	植木 孝仁	ウエキ タカヒト	福祉部 障害福祉課	主事
	10	藤岡 麻衣	フジオカ マイ	福祉部 保険年金課	主事
	11	石井 正義	イシイ マサヨシ	こども青少年部 保育幼稚園課	主事
	12	小國 拓也	オグニ タカヤ	都市整備部 都市計画課	副主幹
	13	山崎 康之	ヤマザキ ヤスユキ	都市整備部 まちづくり推進室	主幹
	14	谷本 綾子	タニモト アヤコ	議会事務局	主事

(2) 活動経過

平成 25 年 2 月 15 日に第 1 回市民会議を開催しました。そして、中間報告会までは計 7 回行い、座談会形式の意見交換会を 1 回行いました。

市民会議のメンバーは、平成 24 年 9 月から 25 年 1 月まで実施してきた市民協働ワーキングを経験しているメンバーも多いことから、そこでの実態調査の結果も踏まえて検討しました。

◇自治基本条例検討市民会議の活動経過

	日 時	場 所	検討内容
第 1 回	平成 25 年 2 月 15 日 (金) 午後 7 時～9 時	市役所	条例制定の意義、市民会議の役割
第 2 回	平成 25 年 3 月 16 日 (土) 午後 2 時～4 時	市役所	会議の進め方
第 3 回	平成 25 年 4 月 13 日 (土) 午後 2 時～4 時	市役所	戸田市の自治のビジョン
座談会	平成 25 年 4 月 20 日 (土) 午後 2 時～4 時	福祉保健センター	条例制定に関する市議会議員との意見交換
第 4 回	平成 25 年 5 月 11 日 (土) 午後 2 時～4 時	市役所	ビジョンを実現するために市民はどうあるべきか
第 5 回	平成 25 年 5 月 24 日 (金) 午後 7 時～9 時	市役所	ビジョンを実現するために議会や行政はどうあるべきか
第 6 回	平成 25 年 6 月 22 日 (土) 午後 2 時～4 時	市役所	市民・議会・行政が役割を果たし、力を合わせるための仕組み
第 7 回	平成 25 年 7 月 12 日 (金) 午後 7 時～9 時	市役所	検討結果の取りまとめ
中間報告会	平成 25 年 7 月 27 日 (土) 午後 1 時 30 分～	文化会館	これまでの検討結果の報告

2. 中間報告について

■戸田市のビジョン

▼ 私たちが暮らしている戸田市。これからも住み続けたいまちであるために、私たちが理想とする自治（まちづくり）のビジョンについて考えました。

条例骨子案の内容を検討する上において、「ビジョン」は条例の姿勢や理念に大きく関わる大切な部分です。他のまちとは異なる、戸田市だけが持っている特性や独自性などを改めて見つめ直しながら、これからも慎重に検討を重ねていきます。

《人と人がつながるまちづくり》

- お互いが認め合い、尊重し合うことができるまち
- 人がふれあうまち
- あいさがしやすいまち
- 近所付き合いができるまち
- さまざまな情報が伝わるネットワークがあるまち
- いろいろなものを「つなぐ」まち

《協働で進めるまちづくり》

- みんなが課題や情報を共有して、一緒になって解決できるまち
- 市民と行政の協働でまちづくりができるまち
- 市民と行政の距離が近いまち

《安心して暮らせるまちづくり》

- 安心・安全なまち
- みんなが幸せになるまち
- いろいろな世代が安心して住めるまち
- いろいろな人や価値観を認めてくれる、生きやすいまち
- 安心して子育てができるまち

《未来に羽ばたくまちづくり》

- 新しい価値・人材・文化を生み出すまち
- 将来でも魅力を持ち続けているまち
- 若者や子どもが元気なまち

《歴史を大切にすまちづくり》

- 地域への誇りを持ち、郷土愛を育むまち
- 歴史と文化を大切にしながら、新しいことにチャレンジできる土壌のあるまち

《自然と共に生きるまちづくり》

- 自然を大切にすまち
- 都市と水と緑が共存できるまち

グループワークを通じて、多くの意見が出され、これを一定のキーワードで括り、まとめてみました。

ここからは、コミュニティ形成に関する意見の多いことが分かります。

■市民とは

- ▼ 戸田市のまちづくりにおける主役である「市民」。その概念は人によって異なります。
- ここでは、戸田市において『暮らす』・『働く』・『活動する』・『訪れる』などのさまざまな状況を思い浮かべながら、まちづくりに参加・協力してもらえるような人を考えました。
- 今後は、条例の内容を具体的に検討していきますが、その議論の中で、改めて「市民」について考えていきます。

《市内居住者》

- 住民登録をしている人
- 住民登録はしていないが、市内で居住している人

《通勤・通学者》

- 市内に通勤している人
- 市内に通学している人

《ボランティア・市民活動団体等》

- 市内でボランティアや市民活動をしている人
- 市内で活動しているNPO

《事業者》

- 市内で事業を営んでいる個人
- 市内で事業を営んでいる企業（法人）

《納税者》

- 居住していないが、納税している人【ふるさと納税者や不動産の所有者等】
- 所在していないが、納税している企業（法人）

《(仮称)戸田市を愛するサポーター（非居住者）》

- 戸田市で生まれた人【出身地としての戸田市をPR】
- 戸田市に住んでいたことがある人【過去に居住していたまちとしての戸田市をPR】
- 戸田市のことを好きな人【お気に入りのまちとしての戸田市をPR】

《来訪者など》

- 戸田市を頻繁に訪れる人【例：趣味・習い事・通院など】
- 戸田市を通過するだけの人【例：ゴミ捨てマナーや災害時における帰宅難民などを想定】

! 「市民」を考えたときの個別意見

- 住民登録や納税の有無については、あまり関係ないのではないかな。
- まちづくりには、戸田市にいる人（住む・働く・学ぶ）が多く関わった方が良くはないかな。
- さまざまな市民の位置付けを狭義では捉えずに、広義に捉えた方が良くはないかな。
- 戸田市に「何らかの貢献をしている」という視点を大切にしていよいのではないかな。
- 戸田市で過ごしている時間の長さで考えることも一つの方法ではないかな。
- 戸田市から遠く離れた場所で暮らしていても、戸田市の魅力を発信する人は大切ではないかな。

「市民」を考えたときには、さまざまな人が思い浮かびました。このため、ここでは「市民」を狭く捉えずに、「戸田市に関わる人を全て」と広く捉えました。

また、「市民」には、様々な年齢層、世帯構成、立場や考え方の人が出て、そうした人たちがまちづくりの担い手となることも、ここでは意味するものとなっています。

■市民はどうあるべきか ～期待される市民の役割は～

▼ 近年は、さまざまな価値観や生活様式を持つ人が増えつつあり、個人のニーズも多様化が進んでいます。そのような中、地域コミュニティの希薄化が心配されているところですが、その一方では自ら進んで地域活動等に参加する市民も増えています。

行政サービスの受け手でありつつも、まちづくりの担い手にもなる市民。その市民はどうあるべきかを考えました。

今後は、市民の権利と義務という点を念頭に置きながら、引き続き検討を進めていきます。

《個人ができること》

- 自分でできることは、自分です。
- 市の取組や行事には積極的に参加する。
- 近所同士の助け合い（近助）を大切にする。
- 他者を理解する心を持ち、地域の取組への協力や参加は惜しまない。
- 地域の活動に積極的に参加し、課題や問題を声に出して相談する。
- 自発的に問題を解決する意識を持つ。
- 自助と共助を心掛ける。
- 困った事は気軽に相談する（相談することによって、問題点が明らかにできる）。
- 自分が暮らすまちのことを知る。
- 戸田市のことに関心を持つ。
- 活動・活躍している人を理解し、サポートする。

《地域としてできること、地域の一員としてできること》

- 個人のみで地域課題を解決するのではなく、地域全体で意識を共有しながら行う。
- 地域の課題を自分の問題として考える。
- 問題や課題を解決するため、地域活動には参加する。
- さまざまな考えや意見を持つ人を温かく受け入れる。
- 日頃からの付き合いを大切にし、顔見知りの関係を多くつくる。
- 町会・自治会の班を地域課題の解決に活用する。
- 地域のリーダー的存在をつくりあげる。
- 地域のルールや決まりごとを理解する。

「市民はどうあるべきか」という観点から検討したので、市民の責務や市民としての姿勢に関する意見がほとんど全てでした。

その中でも特に、地域での繋がりや協調に関する意見が多く出されました。

■議会はどうあるべきか ～議会に期待される役割は～

▼ 市民の中から選挙によって選出された議員が市議会を構成しています。このため、議会では行政運営がきちんとして行われているのかどうかを市民の代表としてチェックしているほか、条例や予算についての議決権を持っており、大変重要な役割を担っています。

このため、今後はすでに施行されている議会基本条例をはじめとして、議会の役割や市民・議会・行政の3者間の関係性などを整理しながら、条例の検討を進めていきます。

《情報の発信や公開》

- 議会での活動を一般市民にも分かりやすいように情報発信する。
- 市民に開かれた議会運営と、その役割を積極的にPRし、市民の関心を高める。
- 議会で行われていること、議員が知り得た情報を市民にフィードバックする。

《市民や地域との関係》

- 地域で開かれる会合に出席し、市民ニーズの把握に努める。
- 地域における課題や要望のまとめ役になる。
- 地域住民のリーダーとしての役割を担う。
- 支持者以外の声にも耳を傾ける。
- 特定の市民の利益ではなく、市全体の利益のために活動する。
- 一般市民と対話できる機会をもっと持つ。

《議会や議員に期待すること》

- 行政が直面している課題を市民にきちんと地域に伝える。
- 戸田市が持つビジョンを具体化、具現化するために、優先順位をつける。
- 長期的な視点を持って、戸田市のビジョンを示す。
- 市の将来を見据えた幅広い視野を持って職務を遂行する。
- 行政と市民との調整役（パイプ役）として活躍し、市民の信託に応える。
- 行政が行うべきことと市民が行うべきことを見極める。
- 施策に対しての適切なモニタリングをする。
- 行政運営が適正に行われているかどうかの調査や監査をしっかりと行う。
- 専門知識を持って市民の声を代弁する。
- 政策立案の力を養う。

市民からは議会の取組や活動はなかなか見えにくい印象もありました。しかし、議会は、市民と行政とともに、まちづくりを担う主体であるものの、市民側からの役割を期待する考え方が窺えます。

■行政はどうあるべきか ～行政に期待される役割は～

- ▼ まちづくりを実務的に進めている行政。近年は、厳しい財政状況のもと、多様化する市民ニーズに的確に応え、効率的で効果的な行政運営を進めていくことが求められています。
- このため、市民と行政の協働の在り方と仕組みについては、今後具体的に検討を進めていきます。

《行政の姿勢》

- 戸田市の将来ビジョンをしっかりと持ち、それを市民にきちんと伝える。
- 行政の取組は一貫性を持って行う。
- 定められたルールに基づき、適正な市政運営に努める。
- 個人では絶対できない都市の基盤づくりをきちんと行う。
- 市民からの意見や要望には、きちんと耳を傾ける。
- 情報の公開に努める。
- 誰に対しても公正・公平な態度で臨み、判断する。
- 市長はリーダーシップを発揮する。
- 市民にとって身近な存在となる。
- 説明責任をしっかりと果たす。

《現状の正しい把握》

- 各地域の現状把握を常に行い、市民に情報公開する。
- 全ての要望を市民ニーズと捉えずに、対応が必要なものと不要なものとを正確に判断する。
- 市民や地域の声を聴く機会を設けて、現状を正しく認識する。

《課題への対応》

- 市民からの苦情や抗議があった時は、協働で課題解決するチャンスと考える。
- 市民の要望に対して、速やかな対応をする。
- 市民間で話し合う機会を作るため、行政は回答を急がない。
- 専門知識を持って対応する。

《職員の在り方》

- 職員のレベルアップや人材育成にもっと力を入れる。
- 町会などの地域活動に職員も進んで参加する。
- 市民からの信用を損なわない事務対応をする。
- 専門知識を持った職員を充実させる。
- 職員自身が戸田市のことをもっと知る。

《効率的な行政運営》

- 限られた資源を有効活用する。
- 税金の無駄使いはしない。
- コスト意識を強く持つ。
- 事務の効率化を図る。

《創意工夫の必要性》

- 市民活動を行う個人や団体への支援をハード面とソフト面に分けて行う。
- 市民からの意見を聴くシステムをもっと充実させる。
- 前例踏襲だけではなく、新しい考えや手法を考える。
- 市民に「やる気」を起こさせる仕掛けや仕組みを考える。
- 人と人とが出会える場や仕組みのセッティングを行う。

多くの意見が出た中で、行政の責務として備えるべき仕組み（システム）について、具体的な言及がありました。

また、市民の市政への参加をルール化することの必要性も述べられています。

■市民・議会・行政が力を合わせるための仕組み・共通ルール

▼ 戸田市のまちづくりに欠かせない市民・議会・行政の3者。これまでも3者はそれぞれに力を発揮してきましたが、もっと大きな力を生み出すためには、力を合わせる事が大切です。

協働を考える上で大切な仕組みとルールについては、たくさんの意見が出ました。これからは具体的な内容の検討を進めていきます。

《参加・話し合いの仕組み・場づくり》

- 参加の機会を平等に保障する。
- 町会等の活動や参加方法をわかりやすく知ることができる仕組みをつくる。
- 市民活動団体等の活動や参加方法をわかりやすく知ることができる仕組みをつくる。
- 市民の意識に働きかける、周知の仕組みをつくる。
- 特定の問題に対する問題解決チーム（町会、NPO、行政等）をつくる。
- 色々な立場の人が集まって話し合える場所をつくる。
- 誰でも会議を呼びかけられる仕組みをつくる。
- 市民と行政が積極的に一つのテーマで対等に意見交換できる場をつくる。
- “この指とまれ”方式の共通の問題意識のある人が集う場をつくる。
- 地域会議（市民会議）を開くときの仕組み（声かけ役をつくる）をつくる。
- 市民がまちのことを考える場づくりを行う。
- 世代を越えて集まれる場所・機会をつくる。
- 市民・議会・行政の三者が、情報を共有する、話し合えるような場（市民会議、座談会など）を設ける。その場は、いろいろな市民が参加しやすいように、敷居を低くし、気楽に参加できるようにする。意見をぶつけ合うのではなく、知り合える場に（対立的にならない）
- 気軽に意見が言えて、同じ課題を共有してビジョンを語り合い、その場が継続していく。
- 地域の課題を解決する際に行政は情報・場を提供する。

《連携・協働の仕組み》

- 市民・議会・行政が、直接話ができ、敵にならない仕組みをつくる。
- 役割の分担にとどまらず、お互い補完し、力を統合できる仕組みをつくる。
- 地域コミュニティ同士の連携を支援する。
- 問題意識を共有する。
- 市の将来像を共有する。
- 市民だけでは解決できない、行政だけでは解決できない問題点を知って、解決に導く仕組みをつくる。
- 主体間を相互理解し、尊重し、励まし合う。
- 市民が活動したい気持ちになるようサポートする。

《情報を伝える・お互いを知る仕組み》

- 「伝える」こととともに、「知る」ことに努める。
- 市民等は必要な情報は取りに行く。
- 市民個人の意見ではなく、地域単位での意見発信する仕組みをつくる。
- 情報ルートを整備する。
- 広報・インターネット等、行政情報を数多く発信する制度を充実させる。
- 行政・地域課題に関する積極的な情報発信を行う。
- 市民に向けての情報発信の仕組みを充実させる。
- 周知活動などを地道に積み重ねる。
- 市民間の情報共有の仕組みをつくる。
- 行政情報で個人情報に関わるものについての必要な情報を利用する制度や仕組みをつくる。
- 情報を活用する。
- 個人情報であっても、災害時などに備え、必要な情報を利用できるようにするべき。
- 市民と行政が双方から情報発信する。

《つながり・交流の仕組み》

- 市民サークル活動を積極化し、情報交換ができやすくする。
- 個人・NPO・サークル・町会が行政との接点となる。
- 議会と市民のつながりの場を増やし、市民に政治に親しみをもってもらおうよう、議会と市民のつながりの場を増やす。
- あいさつする。
- 各サークルの特徴を整理し、市民一人が何かのサークルに加わってもらおうよう勧める。
- 知り合う、顔なじみになるなどにより、日常的なコミュニケーションを醸成する。

《活動を継続・活性化するための仕組み》

- 行動成果の見える化を図る。
- 上手くいっている活動、成功事例を共有する。
- 自治を楽しむ。

《町会・自治会等の活動をより生かすための仕組み》

- 町会のあり方を考える。
- 町会をもっと活用して情報をまとめる。
- 行政、町会の連携を強化する。
- 各町会の中に、民生委員のみでなく世話役（好き）等を選出する制度を設ける。

《制度》

- 市民からの（行政への）提案制度を作る。
- よろず窓口を市役所に作る → タウンミーティングなどの招集
- 一部ではなく、多くの市民の意見を吸い上げる仕組みをつくる。

《PR》

- 内部だけでなく外部に戸田市のすばらしさを宣伝していく。

《人材》

- 話し合う市民リーダー、人材を発掘する。
- 地域活動のリーダーとなるべき人材を育成する。
- 公共の担い手（団体）を育てる（人材だけでなく）。

市民・議会・行政の3者が連携・協働するためには、それぞれが情報の発信を行い、それを共有することができる仕組み、そして3者が話し合える場や機会を設ける仕組みづくりが大切との意見が多く出されました。

その上で、市民が市政に参加でき、かつ、市民自らが地域課題を解決する仕組みづくりができるようにすることが大切との意見がありました。

3. 今後について

私たちは、これまでに7回の会議と1回の座談会を開催し、自治基本条例の制定に向けた検討を重ねてきたところです。

報告書の中では、同じ主旨の意見も多数ありましたが、一方で相反するものもありました。

今後は、これらの意見から条例の趣旨を導き出し、そして、条文として何を規定し、どのような構成とするかななどを体系的に整理していき、戸田市にふさわしい条例の骨子案をつくりていきたいと思えます。

参考資料

○戸田市自治基本条例検討市民会議要綱

平成24年11月20日市長決裁

(設置)

第1条 戸田市のまちづくりの理念や基本的なルールを定める(仮称)戸田市自治基本条例(以下「条例」という。)の内容等を市民と行政が協働により検討するため、戸田市自治基本条例検討市民会議(以下「市民会議」という。)を置く。

(取組事項)

第2条 市民会議は、次に掲げる取組を行う。

- (1) 条例の内容の検討に関すること。
 - (2) 条例の骨子案に関すること。
 - (3) その他条例の制定について必要な事項に関すること。
- 2 市民会議は、条例の骨子案を市長に提言するものとする。

(組織)

第3条 市民会議は、35人以内の委員をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者の中から、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 戸田市自治基本条例制定に向けた市民協働ワーキングの市民メンバー
- (2) 公募による市民
- (3) 市内の各種団体から推薦された者
- (4) 戸田市自治基本条例制定準備委員会ワーキンググループの市職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成26年3月31日までとする。

(役員)

第5条 市民会議に、役員として、会長及び副会長を置くことができる。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議は、会長が招集し、役員及び進行役が進行するものとする。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求め、意見を聴くことができる。

(アドバイザー及び進行役)

第7条 市民会議の円滑化な運営を図るため、専門的立場からの指導、助言等を行うアドバイザー及び進行役を置くことができる。

(庶務)

第8条 市民会議の庶務は、総務部経営企画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月20日から施行する。

○戸田市自治基本条例検討市民会議サポーター一覧

■「市民会議サポーター」は、市民会議を支援し、当該会議にオブザーバーとして参画する入庁後10年未満の戸田市職員（16人）です。

平成25年7月1日現在

区 分	No	氏 名	フリガナ	所 属	
市民会議サポーター	1	柄澤 映	カサワ アキラ	政策秘書室	主事
	2	鈴木 伸明	スズキ ノブアキ	政策秘書室	主事
	3	柴崎 健太	シバサキ ケンタ	総務部 庶務課	主事
	4	石嶋 成庫	イシジマ セイコ	財務部 財政課	主事
	5	熊倉 知実	クマクラ トミ	市民生活部 市民課	主事
	6	岡安 敦志	オカヤス アツシ	環境経済部 公園河川課	主任
	7	佐藤 雄一郎	サトウ ユウイチロウ	福祉部 長寿介護課	主事補
	8	菊地 礼二郎	キクチ レイジロウ	福祉部 福祉保健センター	主事
	9	福井 智之	フクイ トモユキ	こども青少年部 こども家庭課	主事
	10	富田 健二	トミタ ケンジ	こども青少年部 保育幼稚園課	主事
	11	金子 さとみ	カネコ サトミ	こども青少年部 保育幼稚園課 下戸田保育園	保育士
	12	村上 暁子	ムラカミ アキコ	こども青少年部 保育幼稚園課 新曽南保育園	保育士
	13	大楽 歩	ダイラク アユミ	会計課	主事
	14	竹内 巧	タケウチ タクミ	消防本部 警防課	消防士長
	15	池上 裕康	イケガミ ヒロユキ	教育委員会事務局 生涯学習課	主事
	16	桑原 武士	クワハラ タクシ	上下水道部 下水道課	主事